なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑽　参考額　本技術協力業務の規模は５百万円程度（税込み）を想定している。また、本建設工事の規模は20億円程度（税込み）を想定している。

⑾　本案件は、段階的選抜における一次審査に係る申請書及び一次審査に係る技術資料（以下「申請書等」という。）を提出した者のうち、一次審査の評価点合計が上位の者（以下「一次選抜者」という。）を選抜し、技術提案書の提出要請を行う段階的選抜方式の試行工事である。一次選抜者は、一次審査の評価点合計が上位５～10者程度とする。ただし、上位10者以上が同一評価点の場合は、それらの者を一次選抜者とする。

⑿　本案件は、説明書を電子入札システムからダウンロードする適用案件である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙方式に代えることができる。

⒀　本案件は、資料の提出を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙方式に代えることができる。

⒁　総価契約単価合意方式の適用　本建設工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本建設工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、本建設工事の契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

⒂　本建設工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ活用工事（発注者指定型）である。

２　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局（港湾空港関係をく。）における鋼橋上部工事の令和５・６年度一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和５・６年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

また、本技術協力業務の契約締結日までに、中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和５・６年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（第11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和５・６年度一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成20年度以降に元請けとして、以下に示す同種工事の要件を満たす鋼橋を架設（製作）した工事の引渡しを完了した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。）。）経常建設共同企業体にあっては、いずれかの構成員が、平成20年度以降に元請けとして以下に示す同種工事の引渡しを完了した実績を有すること。発注者から企業に対して通知された評定点が65点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって65点と見なす。）

【企業】

同種工事：下記の㋐から㋒の要件をすべて満たす鋼橋の製作及び架設をした施工実績を有すること。ただし、㋐から㋒の工事は同一工事（同一橋梁）であること。随意契約等、前・後工事が一体不可分であるものについては、同一工事と見なす。

㋐　道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事

㋑　橋梁形式が下記１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

	適否		適否
単純桁	△	連続桁	○

１）桁形式

注）△：単純箱桁橋は認めない。

２）断面形式

	適否		適否
鈑桁	×	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	×	箱桁（鋼床版）	○

３）構造形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

㋒　最大支間長が60m以上の工事　同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。更に、企業の同種性が認められる工事の施工実績において、以下の条件のいずれかを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。随意契約等、前・後工事が一体不可分であるものについては、同一工事と見なす。

・最大支間長が82.7m以上の工事

・近接する構造物が鉄道である工事

【技術者】

同種工事：下記の㋓から㋕の要件をすべて満たす鋼橋の架設をした施工実績を有すること。ただし、㋓から㋕の工事は同一工事（同一橋梁）であること。随意契約等、前・後工事が一体不可分であるものについては、同一工事と見なす。

㋓　道路橋（Ｂ活荷重以上またはＴＬ－25以上）または鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く）の工事

㋔　橋梁形式が下記１）から３）の形式を満足する鋼橋、または鋼アーチ系橋・鋼トラス橋であること。

	適否		適否
単純桁	△	連続桁	○

１）桁形式

注）△：単純箱桁橋は認めない。

２）断面形式

	適否		適否
鈑桁	×	箱桁	○
鈑桁（鋼床版）	×	箱桁（鋼床版）	○

３）構造形式

	適否		適否
桁橋	○	ラーメン橋	○

同種工事の要件を満たす場合、「同種性が認められる工事」と評価する。更に、技術者の同種性が認められる工事の施工実績において、以下の条件のいずれかを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「やや同種性が高い工事」とし、全てを同一工事（同一橋梁）で満たす工事を「より同種性が高い工事」とし、高く評価する。随意契約等、前・後工事が一体不可分であるものについては、同一工事と見なす。

・最大支間長が82.7m以上の工事

・近接する構造物が鉄道である工事

⑸　次に掲げる基準を満たす設計技術者を本技術協力業務の契約締結日までに配置できること。

なお、設計技術者とは、本技術協力業務に配置する管理技術者をいう。

㋐　競争参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

㋑　管理技術者は１名とし、以下のいずれかの資格を有すること。

・技術士（総合技術監理部門―建設又は建設部門）

・博士

・国土交通省登録技術者資格※１（施設分野：橋梁―業務：計画・調査・設計）

・ＲＣＣＭ※２（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）

・土木学会認定技術者（特別上級、上級、１級）（国土交通省登録技術者資格に登録された部門を除く。）